改正概要説明書

国名:英国 法令名:商標規則

改正情報:2021年1月1日施行

改正概要:

※英国(UK)の欧州連合(EU)離脱に伴い関連規定について所要の改正が行われた。

1. 解釈

- ・ 「早期異議申立(fast track opposition)」について、異議の基礎とする商標から EU 商標(EUTM)を除外し、英国登録又は英国でマドリッド国際商標(UK)として保護されている 3 以下の先の商標に基づく必要がある旨の変更が行われた(規則 2(1)(b))。
- ・本商標規則と附則との関係について用語の定義が同一である旨を明記した(規則2(2), 規則2(2A))。

2. 同等の商標 (comparable trade mark)

- ・ 2021年1月1日に英国知的財産庁(UKIPO)により付与された,2020年12月31日以前にEU商標(EUTM)の登録簿に登録済みのEUTMと同等の英国商標権(「同等の商標(EU)」),及びEUを指定して保護された商標のマドリッド国際登録(IR)の効果と同等の英国商標権(「同等の商標(IR)」)に対して、その他の登録商標と同様に、商標規則が適用される旨の規定が新設された(規則2A,2B)。
- ・同等の商標(EU)及び同等の商標(IR)に関して, 2018年 EU(離脱)法の附則 4 に基づく 細則により定められた手数料が適用される旨の規定が新設された(規則 4(3), 規則 4A)。
- ・団体標章又は証明標章である同等の商標(EU)及び同等の商標(IR)に関して、その規約の翻訳文の提出に関する規定が新設された(規則 29A, 29B)。
- ・ EUTM の回復に従う同等の商標(EU)の登録請求が含むべき書誌事項に関する規定が新設された(規則 37A)。
- ・上記の他に、同等の商標(EU)及び同等の商標(IR)に対して商標規則が適用されることになったことに伴い、同等の商標(EU)及び同等の商標(IR)についての規定及び手続(送達宛先の提出、送達宛先の不提出、出願の取消又は登録の取消若しくは無効を破棄すること、及び、登録商標に関する事項の登録簿への記入)を明確化するための変更が行われた(規則11(1)(e)、規則12(4)(e)、規則43、規則47)。

3. 調査結果の通知

2007 年商標(相対的理由)命令第4条に基づく調査結果が通知される商標の所有者について明確化された(規則14(3A))。

4. 既存の EUTM 出願に基づく登録出願, 既存の ITM 出願, 既存の EU 拡張請求又は変更申請に基づく登録出願

既存の EUTM 出願に基づく登録出願並びに既存の ITM 出願(マドリッド国際登録出願),

既存の EU 拡張請求又は変更申請に基づく登録出願に関する規定が新設された (規則 5A,規則 5B)。

5. 既存の EUTM の無効又は取消

既存のEUTMの無効又は取消に伴う取消通知に関する規定及び適用除外申請手続に関する 規定が新設された(規則 43A)。

改正内容:

・規則 2

用語の解釈, 附則との関係について明確化された。(2a)は新設項である。

- ・規則 2A, 規則 2B, 規則 4A, 規則 5A, 規則 5B, 規則 29A, 規則 28B, 規則 37A, 規則 43A EUTM, 国際商標(EU)に関する新設規則である。
- ·規則 4, 規則 11, 規則 12, 規則 43, 規則 47

EUTM, 国際商標(EU)の「同等の商標」に関して規定が整備された。規則 4(3)は新設項である。

・規則 14

(3A)は新設項である。